

静岡県森林審議会森林整備部会



日時：令和3年12月20日（月）

10時30分から12時まで

場所：静岡県庁別館8階第1会議室CD

< 次 第 >

1 開 会

2 挨 拶

森林整備課長

3 議 事

（1）審議事項

第1号議案

森林病虫害等防除法における高度公益機能森林等の区域変更

4 閉 会

（配布資料）

資料1：審議事項

資料2：説明資料（パワーポイント）

静岡県森林審議会森林整備部会委員名簿

任期 令和2年1月20日～令和4年1月19日

氏名	職業又は役職名	出欠
荒川 美作保	きこりの相談室、中小企業診断士、 キャリアコンサルタント	
石川 春乃	静岡理工科大学理工学部建築学科准教授	出
今井 保隆	静岡県林業技術者協会会長	出
加賀谷 廣代	(株)森林再生システム プランニングマネージャー	
(部会長) 志賀 和人	一般社団法人林業経済研究所 理事・フェロー研究員	出
鈴木 敏夫	前川根本町長	欠
鈴木 英元	全国林業研究グループ連絡協議会副会長	出

静岡県森林審議会運営規程

第1条 この規程は、森林法（昭和26年法律第249号）第68条の規定による静岡県森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 審議会の委員は、15人以内をもって組織する。

第3条 審議会は、その委員の半数以上が出席しなければ会議を開き審議を行うことができない。

第4条 審議会の議事のうち議決を要する事項は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、知事の諮問があったとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から20日以内に審議会を招集しなければならない。

第6条 審議会に、下記部会を置く。

林地保全部会 … 森林の開発行為の許可及び保安林の解除に関する事項の審議

森林整備部会 … 造林・間伐等の推進、林道等の整備及び松くい虫防除並びに林業振興に関する事項の審議

2 部会に属すべき委員並びに部会長は、会長が指名する。

3 部会の審議事項については、部会の審議を持って総会の審議とすることができる。

4 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会運営規程で定める。

第7条 審議会の庶務は、経済産業部森林・林業局森林計画課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和50年1月31日から適用する。

この規程は、昭和50年4月1日から適用する。

この規程は、昭和52年4月12日から適用する。

この規程は、昭和54年2月13日から適用する。

この規程は、昭和62年11月13日から適用する。

この規程は、平成3年4月1日から適用する。

この規程は、平成10年4月1日から適用する。

この規程は、平成10年10月1日から適用する。

この規程は、平成12年11月29日から適用する。

この規程は、平成14年6月18日から適用する。

この規程は、平成19年5月1日から適用する。

この規程は、平成20年12月17日から適用する。

この規程は、平成22年5月19日から適用する。

この規程は、平成26年7月24日から適用する。

この規程は、平成28年4月19日から適用する。

静岡県森林審議会森林整備部会運営規程

第1条 森林審議会森林整備部会の運営については、森林審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 部会の委員は、7人以内をもって組織する。

第3条 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第4条 部会は、部会長が召集する。

2 部会長は、知事の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して召集を請求したときは、その諮問又は請求の日から20日以内に部会を召集しなければならない。

3 部会は、審議会上必要があるときは、専門調査員を委嘱することができる。

第5条 部会の庶務は、経済産業部森林・林業局森林整備課において処理する。

附 則

この規程は、昭和62年11月13日から適用する。

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

1. 森林審議会の組織

森林法

- 第5章 都道府県森林審議会
(設置及び所掌事務)
- 第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。
- 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。
- 3 都道府県森林審議会は、前項で規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。
- (会長)
- 第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

森林法
施行令

- (都道府県森林審議会の部会)
- 第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2. 森林審議会の審議事項

[森林審議会]

地域森林計画

森林法

- (地域森林計画)
- 第6条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又これを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね30日間の期間を定めて公衆の縦覧に供さなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

[森林審議会 林地保全部会]

林地開発許可

森林法

- (開発行為の許可)
- 第10条の2
- 6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

保安林指定解除

保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について

森林法

- 第3 その手続き上の留意事項
- 2 都道府県森林審議会への諮問
- (1) 都道府県知事は、法第27条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、都道府県森林審議会の意見を聴し、その結果に基づき適否を明かにしたうえ、意見書を提出するものとする。
- (略)
- (2) 法第26条の2により規定されている保安林の転用に係る解除については、都道府県知事は、解除に当たって都道府県森林審議会に対し、(1)に準じて諮問を行い、その結果を参しゃくの上、解除の適否を判断するものとする。

[森林審議会 森林整備部会]

(1) 森林病虫害防除実施基準等の策定

森林病虫害防除法

- (都道府県防除実施基準)
- 第7条の3
- 3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- (高度公益森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)
- 第7条の5
- 2 都道府県知事は、高度公益森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- (樹種転換促進指針)
- 第7条の6
- 3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- (地区防除指針)
- 第7条の9
- 3 地区防除指針については、第7条の6第3項及び第4項の規定を準用する。